

とちぎ公労使共同会議設置要綱

1 目的

働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や地方創生に貢献し、魅力あふれる栃木を実現していくことを目的に、経済団体、労働団体、行政機関が連携して、栃木県内における雇用や経済対策の諸課題に取り組むため、平成28年3月14日に「とちぎ公労使協働宣言」を採択し、その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における取組を含め、令和2年6月24日に「雇用維持・経済回復に向けた公労使共同宣言」を採択し、各々の宣言を実現するために協議してきた。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、社会経済活動の正常化が進みつつあるが、働き方改革、女性活躍推進、ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るための時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークの促進やワーク・ライフ・バランスへの対応とともに、人材確保及び人への投資、在籍型出向推進等に一層取り組んでいくため、令和5年3月10日にとちぎ公労使共同宣言（以下「宣言」という。）を採択したところである。

本会議は、宣言を基に、ウィズ・ポストコロナ時代に対応した雇用環境の整備を進めるための諸課題への対応や支援の取組を協議すること、それにより、栃木においてさらに働きやすい職場を増やし、経済の活性化に貢献し、魅力あふれる栃木を実現していくことを目的に設置する。

2 構成

- (1) 会議は別表に掲げる団体をもって構成する。
- (2) 議長は、栃木労働局長が務める。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる団体以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

3 議事内容

宣言に基づき、以下の内容を協議する。

なお、社会情勢や構成団体からの要請に応じ、それ以外の事項であっても、働く環境整備や社会経済活動に資する事項についても協議することができる。

- ① 賃金の引上げや非正規雇用労働者の待遇改善を図るための同一労働同一賃金への取組を推進すること。
- ② 長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止、年次有給休暇取得促進、テレワーク（在宅勤務）推進等による多様で柔軟な働き方の普及など、働き方改革の推進や職場における女性活躍推進に関するこ。
- ③ 在籍型出向に関するこ。
- ④ 人材確保及び人への投資に関するこ。
- ⑤ 上記の他、労働分野における課題に関するこ。

4 会議の開催

議長は、必要に応じ会議を招集する。

5 部会

議長は、必要に応じ会議の目的を達成する上で必要な事項を検討するため、部会を置くことができる。

6 事務局

本会議の事務局は、栃木労働局（雇用環境・均等室）及び栃木県（産業労働観光部労働政策課）が所管する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

この要綱は、令和6年3月7日に一部改訂する。

この要綱は、令和7年3月7日に一部改訂する。

別表 とちぎ公労使共同会議 構成団体

団体名
(構成員)
一般社団法人栃木県経営者協会
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会
公益社団法人栃木県経済同友会
日本労働組合総連合会栃木県連合会
栃木県
栃木県市長会（宇都宮市）
栃木県町村会（茂木町）
関東経済産業局
栃木労働局
足利銀行
栃木銀行
(オブザーバー)
公正取引委員会
栃木県社会保険労務士会
栃木働き方改革推進支援センター